

独立行政法人国立病院機構岡山医療センターにおける
入院用品レンタル事業の公募の公示

令和2年4月1日からの当病院内における入院・外来患者等（以下「患者等」という。）の療養環境の充実を図るための入院用品レンタル事業の設置運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和2年 1月30日

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
経理責任者 院長 久保 俊英

1. 経理責任者

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 院長 久保 俊英

2. 公募内容

(1) 事業名

国立病院機構岡山医療センターにおける入院用品レンタル事業 一式

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

本貸付契約は、「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

(4) 施設の概要

所 在 地 岡山市北区田益1711-1

施設名称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

(5) 評価方法

落札者の決定は、公募型企画競争をもって行う。評価に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「提案書」という。)を提出すること。なお、落札者決定にあたっては、提案書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもつ

て落札価格とするので、見積者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。評価に関しては、評価委員会を設置し、別記「落札者決定基準」に基づき審査のうえ決定する。

3. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第 5 条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 27 年規程第 63 号）第 2 条各号に掲げる者

- (2) 契約細則第 6 条の規定に該当しない者であること。

【参考】第 6 条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
 - 七 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

- (3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (4) 400床以上の病院で同様なレンタル事業を1年以上継続している者であること。
- (5) リネン類の洗濯業務に関しては、財団法人医療関連サービス振興会が発行する医療関連サービスマークの認定を受けている者であり、厚生省健康政策局長通知（平成5年2月15日 健政発第98号）による基準（病院洗濯物のみを取り扱う専門工場）に合致するもの、また厚生省健康政策局指導課長通知（平成5年2月15日 指第14号）による基準（「衛生基準」を満たす洗濯工場）に合致するものであり、何らかの事由により本業務を遂行することが困難となった場合に備え、あらかじめ代行業者を定め代行契約を締結していることを証明した者であること。
- (6) リネン類の洗濯業務に関して、自ら行わず再委託する場合には、上記（5）の要件を満たす者に再委託できるものであること。
- (7) 競争参加資格の確認のための書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類は、別紙1、2を作成すること。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 経理責任者等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者の許可なく無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 競争参加資格確認申請書及び添付書類等の受領期限
令和2年2月19日（水） 17時00分

4. 見積書の作成および提出方法等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒701-1192 岡山市北区田益1711-1
独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
事務部企画課業務班 契約係長
TEL 086-294-9911
FAX 086-294-9255

- (2) 見積書の受領期限

令和2年2月19日（水） 17時00分

- (3) 見積書の作成・提出方法

- ① 見積書は「見積書等の作成要領」の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載及び「令和2年2月21日開封〔国立病院機構岡山医療センターにおける入院用品レンタル事業 一式〕

の見積書在中」と朱書きしなければならない。

② 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和2年2月21日開封〔国立病院機構岡山医療センターにおける入院用品レンタル事業 一式〕の見積書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記4（1）宛に見積書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

③ 見積者は、その提出した見積書の引き換え、変更又は取り消しをすることが出来ない。

（4）見積の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ① 競争参加資格がない者が提出したもの。
- ② 所定の様式によらず捺印がないもの。
- ③ 品名等に重大な誤りがあるもの。
- ④ 見積書記載金額の不明確なもの。
- ⑤ 見積書首標金額を訂正したもの。
- ⑥ 競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑦ 誤字、脱漏、汚染、塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ⑧ 提出資料を期限内に提出しないもの。
- ⑨ 明らかに談合によると認められるもの。
- ⑩ 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ⑪ 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ⑫ 必要以上の見積書を提出した場合は、当該見積書の全部。

（5）代理人による見積

- ① 代理人が見積する場合には、見積書に見積者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開封時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 見積者又はその代理人は、本件調達にかかる見積について他の見積者の代理人を兼ねることができない。

（6）競争の延期等

見積者が相連合し又は不穏の挙動をする場合等にあって、公募型企画競争を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、競争を延期し、又は取りやめることがある。

（7）開 封

- ① 開封の日時及び場所

ア 日 時 令和2年2月21日（金） 14時00分

※開封会場への入室は13時30分までとする。(時間厳守)

イ 場 所 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 本館4階 研修室1

② 開封の注意事項

ア 開封は、見積者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、見積者又はその代理人が立ち会わない場合は、見積執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開封に立ち会う者は、各社1名とする。

ウ 見積者又はその代理人は、開封時刻後においては、会場に入場することは出来ない。

エ 見積者又はその代理人は、会場へ入場しようとするときは、担当職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。

オ 見積者又はその代理人は、担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、退場することができない。

5. 企画提案書の提出及びプレゼンテーションについて

(1) 企画提案書の作成について

① 見積者は「国立病院機構岡山医療センターにおける入院用品レンタル事業に係る企画提案書評価基準及び評価表」の項目に対応する企画提案書を提出すること。

② 企画提案書は、A4版横（両面印刷）で作成し、10部提出すること。

③ 企画提案書により仕様書記載の内容を超える提案がなされている場合、当該案内容は見積価格に含まれるものとし、見積者は当該項目について、履行の責任を負うものとする。

(2) 企画提案書の受領期限

令和2年2月19日（水） 17時00分

(3) プrezentationの実施について

見積者は提出した企画提案書について、経理責任者の指示に基づき、プレゼンテーションを実施すること。

① プrezentationの日時及び場所等

ア 日 時 令和2年2月20日（木） 10時00分

※開始時刻等詳細については、後日連絡する。

持ち時間 各社20分（内質疑応答として10分程度）

イ 場 所 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 本館4階 研修室1

ウ その他 プrezentation実施者は各社3人を限度とする。

書面での資料は、上記の企画提案書によるものとし、本プレゼンテーション時に別途提出することはできない。

本契約に使用される製品について品質等の確認のため、患者衣・タオル・日用品については、プレゼンテーション当日に実物を提出すること。

詳細は公募型規格競争説明書による。